

| | | |
|--|--|--|
| <p>づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>五 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>七 第十七条の三第一項第四号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なくその理由を示して、申請者に通知しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第十七条の六 屋外広告業者は、第十七条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 第十七条の三第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第十七条の七 屋外広告業者が次の各号</p> | | |
| <p>のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡した場合 その相続人</p> <p>二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者</p> <p>三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>五 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第十七条の八 知事は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は屋外広告業者の登録がその効力を失つた場合は、登録簿から当該登録を抹消しなければならない。</p> <p>第十七条の九 略</p> | <p>第十七条の三 略</p> <p>第十七条の四 県内において屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに講習会の課程を修了した者又は次の各号の一に該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければならない。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>第十七条の十 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。</p> <p>一 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>二 前条第一項の規定による講習会の課程を修了した者</p> <p>三 他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二</p> | |
| | <p>一 他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の開催する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項及び第二十四条第三項の職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第二十八条第一項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第四十四条第一項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者</p> <p>2 知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所に属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。</p> |
| <p>（帳簿の備付け等）</p> <p>第十七条の十二 屋外広告業者は、規則</p> | <p>第一項の中核市の行う講習会の課程を修了した者</p> <p>四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項及び第二十四条第三項の職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第二十八条第一項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第四十四条第一項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者</p> <p>2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することをを行うものとする。</p> <p>一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。</p> <p>二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。</p> <p>三 第十七条の十二に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。</p> <p>（標識の掲示）</p> <p>第十七条の十一 屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。</p> |
| | |

で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第十七条の十三 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十四 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けたとき。
 - 二 第十七条の五第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 三 第十七条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第十七条の五 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(監督処分簿の備付け等)

第十七条の十五 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

2 知事は、屋外広告業者監督処分簿を、規則で定めるところにより閲覧に供しなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第十七条の十六 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十七条の十七 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨(第一号に該当する場合には、勧告の内容を含む。)を公表することができる。

| | |
|---|--|
| <p>一 第十四条の二の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないとき。</p> <p>二 第十七条の十四第一項の規定により登録を取り消し、又は営業の停止を命じたとき。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表（同項第一号に該当する場合に限る。）をしようとする場合は、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p> <p>（事務処理の特例）</p> <p>第二十二條 佐賀市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | |
| <p>第五條第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第八條の三、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十四條の二、第十五條並びに第十五條の第二項</p> | <p>知事</p> <p>佐賀市長</p> |
| <p>第十五條の二第二項</p> | <p>佐賀県公報に掲載する</p> <p>佐賀市役所の掲示板上に掲示する</p> |
| <p>第十五條の二第三項、第十五條の六、第十五條の七第一項及び第十七條の十七（第一項第一号に掲げる場合に限る。）</p> | <p>知事</p> <p>佐賀市長</p> |

| | |
|---|--|
| <p>（事務処理の特例）</p> <p>第二十二條 佐賀市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | |
| <p>第五條第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十五條並びに第十五條の第二項</p> | <p>知事</p> <p>佐賀市長</p> |
| <p>第十五條の二第二項</p> | <p>佐賀県公報に掲載する</p> <p>佐賀市役所の掲示板上に掲示する</p> |
| <p>第十五條の二第三項及び第十五條の六</p> | <p>知事</p> <p>佐賀市長</p> |

| | |
|---|--|
| <p>（罰則）</p> <p>第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条の二第二項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>二 不正の手段により第十七条の二第二項又は第三項の登録を受けた者</p> <p>三 第十七条の十四第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p> <p>2 第十五條第一項又は第二項の規定に基づく知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第十七条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>六 第十七条の十第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五條の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> | |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>（罰則）</p> <p>第二十三條</p> <p>第十五條第一項の規定に基づく知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第十七条の二第一項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>六 第十七条の二第二項の規定による届出をせず、又は同条第一項若しくは第二項の規定による届出については虚偽の届出をした者</p> <p>七 第十七条の四第二項の規定による知事の命令に違反した者</p> | |
|--|--|

二 第十七条の十六第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(過料)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一 第十七条の七の規定による届出を怠つた者

二 第十七条の十一の規定による標識を掲示しなかつた者

三 第十七条の十二の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第二十六条・第二十七条 略

第二十四条・第二十五条 略

別表第2 (第10条、第17条の9関係)

| 種類 | 金額 |
|-------------|--|
| 屋外広告業登録手数料 | 新規・更新とも1万円 |
| 屋外広告物講習会受講料 | 1人につき2,000円 ただし、規則で定めるところにより、講習会の受講の一部免除を受けた者については、1,500円とする。 |

別表第2 (第17条の3関係)

| | |
|-------------|---|
| 屋外広告物講習会受講料 | 1人につき 2,000円 ただし、規則で定めるところにより、講習会の受講の一部免除を受けた者については、1,500円とする。 |
|-------------|---|

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

